

札幌市旅館業法施行条例（平成15年条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条～第7条（省略）</p> <p>（営業の許可に際して清純な施設環境について考慮すべき施設）</p> <p>第8条 法第3条第3項第3号（<u>法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める社会教育に関する施設その他の施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>（営業の許可に際して意見を求めなければならない者）</p> <p>第9条 法第3条第4項（<u>法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ意見を求めなければならない者は、前条第1項に規定する施設が、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）の設置する施設であるときは当該施設の長、地方公共団体の設置する施設であるときは当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する施設であるときは当該施設の長、国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は地方公共団体若しくは地方独立行政法人以外の者の設置する施設であるときは当該施設の所在地の市町村長とする。</p>	<p>第1条～第7条（現行のとおり）</p> <p>（営業の許可に際して清純な施設環境について考慮すべき施設）</p> <p>第8条 法第3条第3項第3号（<u>法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める社会教育に関する施設その他の施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3)（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（営業の許可に際して意見を求めなければならない者）</p> <p>第9条 法第3条第4項（<u>法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ意見を求めなければならない者は、前条第1項に規定する施設が、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）の設置する施設であるときは当該施設の長、地方公共団体の設置する施設であるときは当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する施設であるときは当該施設の長、国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は地方公共団体若しくは地方独立行政法人以外の者の設置する施設であるときは当該施設の所在地の市町村長とする。</p>	<p>事業譲渡による営業者の地位の承継に関する法改正に伴う規定整備</p> <p>事業譲渡による営業者の地位の承継に関する法改正に伴う規定整備</p>

第10条 (省略)

(宿泊を拒むことができる事由)

第11条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1)・(2) (省略)

(手数料)

第12条 法第3条第1項に規定する営業の許可又は法第3条の2第1項若しくは法第3条の3第1項に規定する営業者の地位の承継に係る承認を受けようとする者は、その申請の際に別表2に定める手数料を納付しなければならない。

2・3 (省略)

第13条 (省略)

別表1 (第5条関係) (省略)

別表2 (第12条関係)

番号	区分	手数料の額
1	(省略)	(省略)
2	法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請	1件につき 8,200円

第10条 (現行のとおり)

(宿泊を拒むことができる事由)

第11条 法第5条第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1)・(2) (現行のとおり)

(手数料)

第12条 法第3条第1項に規定する営業の許可又は法第3条の2第1項、第3条の3第1項若しくは第3条の4第1項に規定する営業者の地位の承継に係る承認を受けようとする者は、その申請の際に別表2に定める手数料を納付しなければならない。

2・3 (現行のとおり)

第13条 (現行のとおり)

別表1 (第5条関係) (現行のとおり)

別表2 (第12条関係)

番号	区分	手数料の額
1	(現行のとおり)	(現行のとおり)
2	法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請	承継1件につき 8,200円

規定整備

事業譲渡による営業者の地位の承継に関する法改正に伴う規定整備

事業譲渡による営業者の地位の承継の申請に係る手数料の額を定める改正

		なお、譲渡人及び譲受人の双方から申請があった場合における手数料の額が 8,200 円であることを明確にするため、「承継 1 件につき」との表現に改める。
--	--	--